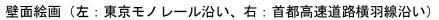
大田区の景観における重点施策に関する参考資料集

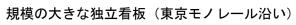
【屋外広告物の規制誘導】

①大田区内の各地区の屋外広告物の概況

	20 1 2 1 2 2 1 1 2 1 1 2 2 1 2 2 2 2 2 2	
ア. 景観形	或重点地区	
対象地区	空港臨海部	国分寺崖線
調査区域・	・全域を概観	・①田園調布駅前及び駅前から放射状に伸びる景観重要道路沿い、②主要な自動車が通行する道路沿道、
方法		③丸子川沿いを概観
屋外広告物	・東京モノレールの路線端及び首都高速道路横羽線の道路境界線から両側 50mの区域は、路線高から 15m	・全域が第2種風致地区に指定されているため、禁止区域となっており、自家用広告物以外の屋外広告物
規制の現況	までの区間、首都高速道路湾岸線の道路(本線)境界線から両側 100m以内は禁止区域	の設置は禁止されている。また、自家用広告物についても、屋上への取付け、壁面からの突出、ネオン管
		の使用が禁止されている。
概況	〇空港や物流施設などが立ち並び、屋外広告物等はあまりみられないが、多くの人が望見できる場所(東	O住宅地であるため、屋外広告物等はあまりみられない。駅前に小規模ながら店舗があり、その看板があ
	京モノレール沿いや首都高速沿道)に規模の大きなものがある。	るが、大きく目立つものではない。
	〇羽田空港跡地開発が進み、新たに屋外広告物等が掲出される可能性がある。	









映像系の看板



田園調布駅前の店舗



多摩川駅周辺の店舗

対象地区	多摩川
調査区域・	・大師橋、六郷橋、多摩川大橋、ガス橋、丸子橋、鉄道橋の川崎側から大田区を概観
方法	
屋外広告物	・中流部の陸域の一部は、第2種風致地区が指定されているため、禁止区域となっており、自家用広告物
規制の現況	以外の屋外広告物の設置は禁止されている。また、自家用広告物についても、屋上への取付け、壁面か
	らの突出、ネオン管の使用が禁止されている。
概況	〇川沿いの土地利用は主に住宅が主体であるため、屋外広告物はあまりみられない。幹線道路沿道におい
	て、多摩川上の橋りょうから見える屋外広告物があった。



六郷橋付近の堤防から大田区側を望見

- 呑川
- ・①JR 蒲田駅から京急蒲田駅に至る区間、②池上本門寺周辺を概観
- ・呑川沿川は、上流部が第1種中高層住居専用地域、池上本門寺付近が第1種低層住居専用地域となって おり、禁止区域となっている。そのため、自家用広告物以外の屋外広告物の設置は禁止されている。ま た、自家用広告物についても、屋上への取付け、壁面からの突出、ネオン管の使用が禁止されている。
- OJR 蒲田駅~京急蒲田間は、駅前の商業地の裏側になっており、JR 蒲田駅周辺では、ホテルなどの屋外広告物が少しある程度、京急蒲田駅周辺ではみられない。コインパーキングがいくつかあった。
- ○池上本門寺周辺には、屋外広告物はみられない。



JR 蒲田駅周辺



京急蒲田駅周辺



池上本門寺周辺

対象地区	洗足池
調査区域・	・全域を概観
方法	
屋外広告物	・中原街道北側の洗足池周辺には、第2種風致地区が指定されており、禁止区域となっている。自家用広
規制の現況	告物以外の屋外広告物の設置は禁止されている。また、自家用広告物についても、屋上への取付け、壁
	面からの突出、ネオン管の使用が禁止されている。
	・大田区景観計画において、建築物の建築等・工作物の建設等の景観形成基準にて屋上への広告物等の設
	置を禁止している。
概況	〇洗足池公園の周りの住宅地内には屋外広告物はほぼみられないが、中原街道沿道に洗足池公園内から望
	日でもて民以内生物がもて、土土、町前の連続には小田塔かものも会り佐郷の民以内生物が記案されて

〇洗足池公園の周りの住宅地内には屋外広告物はほぼみられないが、中原街道沿道に洗足池公園内から望見できる屋外広告物がある。また、駅前の建物には小規模なものも含め複数の屋外広告物が設置されている。



洗足池周辺の屋外広告物、駅前の建物(写真正面)の屋上に以前は屋上広告物があった



洗足池駅周辺の屋上広告物(洗足池公園からも見える)

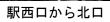
イ.大森駅	周辺、蒲田駅周辺	
【大森駅周	辺】	
対象地区	大森駅周辺(東口、西口)	
調査区域・	・東ロ駅前広場周辺、東口幹線道路沿道、商店街、西口八景坂沿道(西口、北口周辺)	
方法		
屋外広告物	・禁止区域はない。	
規制の現況		
概況	【JR 大森駅西口】	【JR 大森駅東口】
	〇駅西口前は、野立て看板が目立つ。	〇東口駅前広場周辺は、特に南面に屋外広告物が多く、窓面広告などが大きく掲出しているi
	〇八景坂にはアーケードがあり、アーケード下のつり下げ看板が特徴的である。	る。北面は一部に目立つ屋外広告物がある。東面は、品川区であり、特に目立つものはな
	〇八景坂北側区間(西口から北口)は、八景坂東側は飲食店やゲームセンターの屋外広告物が目立つ。ま	揃った突き出し看板がある。
	た、規模の大きな屋外広告物も目立つ。一方で、西側は大きいビルがほとんどであり、屋外広告物は少	〇東口幹線道路沿道は、品川区側は、大きく目立つものがある。
	ない。	○東口商店街は、パチンコ屋の屋外広告物が目立っている。また、飲食店の屋外広告物が多
	○駅北口周辺は、駅北口に直結するビル(商業施設)の屋外広告物が種別、量ともに多い。広告幕、野立	
	て看板が目立っている。	Huttax
		24h OPEN STEET NOST

















駅北口周辺

- る商業ビルがあ なく、大きさの
- 多い。









東口駅前広場周辺(左から北面、南面、東面(品川区)2枚)







東口幹線道路沿道(品川区側)

東口商店街

【蒲田駅周辺】

対象地区	蒲田駅周辺(蒲田駅駅周辺(東口、西口)、京急蒲田駅西口)
調査区域・	・東ロ駅前広場周辺、多摩堤通り沿道、中央通り沿道、西ロ駅前広場、呑川沿川、京急蒲田駅西口周辺
方法	
屋外広告物	・禁止区域はない。
規制の現況	

概況 【JR 蒲田駅西口】

〇西口駅前広場周辺の西面は、屋外広告物が多い (特に壁面広告、窓面広告)。業種としてはパチ スロ、ビデオショップ、サラ金が目立ってい る。アーケードの入口は、蒲田駅の地域性を感 じさせる。北面は、壁面広告、広告幕が多く、 ドンキホーテ、パチスロ、ゲームセンターが目 立っている。蒲田駅周辺で唯一の大型液晶ビジョンがある。東面(駅ビル)、南面の屋外広告物 は少ない。



西口駅前広場北面



西口駅前広場西面

【JR 蒲田駅東口】

- 〇東ロ駅前広場周辺の北面と東面は屋外広告物が多い(特に壁面広告)。パチスロ、カラオケ等の風俗営業、サラ金、飲食店で目立つものが多い。屋上広告塔、屋上広告板の設置率も高い。西面(駅ビル)、 南面(区役所側)は少ない。
- ○東口街区内部の商店街は、飲食店の広告物が多く、過剰感があるが、飲食店街という特色は現れている。パチスロで建物全面に広告物が設置され、目立つものがある。
- ○多摩堤通り(ポプラード)沿道も壁面広告、突き出し広告が多い。
- 〇呑川沿川の広告物は少ない。



東口駅前広場北面



中央通り沿道



多摩堤通り沿道

【京急蒲田駅西口】

〇京急蒲田駅西口はアーケード街(あすと)が中心となっているため、突き出し看板に統一感があり、また、広告物の数も少なく、JR 蒲田駅周辺とは異なり、落ち着きがある。パチスロの広告物もあるが目立っていない。



京急蒲田駅西口あすと

ウ. 幹線道路沿道(環七、環八、第一京浜、第二京浜、産業道路、中原街道) 対象地区 幹線道路沿道

对家地区	轩称坦路冶坦
調査区域・	・全域(車道からの見え方)を概観
方法	
屋外広告物	・環状7・8号線、国道1号(第二京浜)、国道15号(第一京浜)、国道131号(産業道路)、中原街道の
規制の現況	沿道は、許可区域となっている。
概況	〇大型の屋外広告物(屋上、壁面)が目立つ。

○幹線道路同士の交差部は、交差点回りに複数の屋外広告物が設置され、目立つ。



大型の屋外広告物



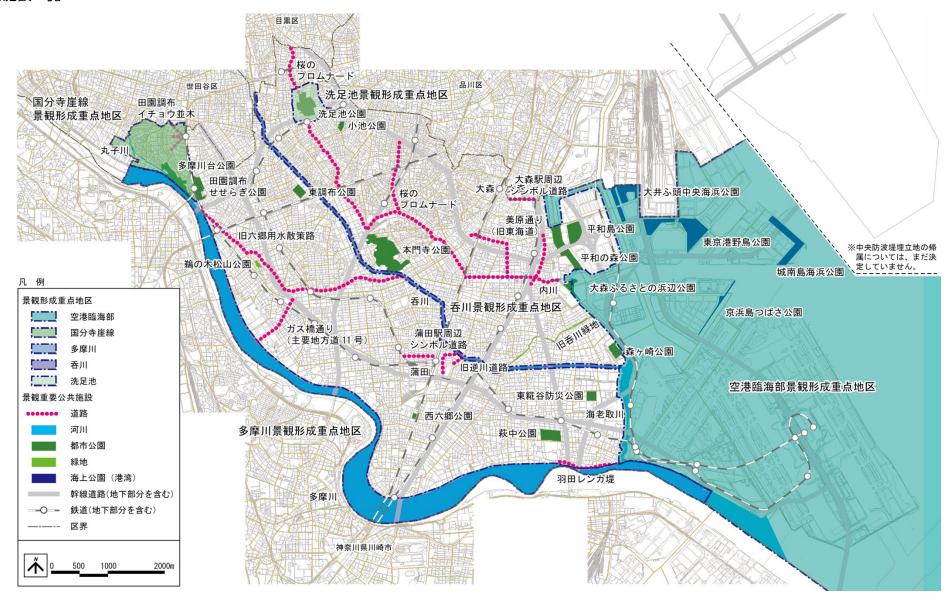
幹線道路同士の交差部における屋外広告物

②他区における規制誘導対象(自治体ホームページで公表されている情報から整理)

自治体名	文京区	新宿区	板橋区	港区	台東区	世田谷区	町田市	豊島区
ガイドライン名称	文京区屋外広告物ガイ	屋外広告物に関する景	板橋区屋外広告物景観	港区屋外広告物景観形	台東区屋外広告物景観	風景づくりのガイドラ	町田市屋外広告物ガイ	豊島区景観形成ガイド
(策定年月)	ドライン	観形成ガイドライン	ガイドライン	成ガイドライン	ガイドライン	イン(屋外広告物編)	ドライン(景観編)	ライン
	(平成 21 年 3 月)	(平成 27 年 3 月)	(平成 28 年 3 月)	(平成 29 年 12 月)	(平成 30 年 3 月)	(平成 30 年 4 月)	(平成 30 年 4 月)	(平成 30 年 6 月)
東京都屋外広告物条例	(特段なし)	・窓面広告、敷地内置き	以下もガイドラインの	以下もガイドラインの	以下もガイドラインの	以下もガイドラインの	以下もガイドラインの	以下の種類別の配慮事
の許可申請が必要なも		看板のガイドラインは	対象にすることを記載	対象にすることを記載	対象にすることを記載	対象にすることを記載	対象にすることを記載	項を記載
の以外に対象としてい		あり	(種類別の配慮事項も	(種類別の配慮事項も	・窓面の内側から表示	(区全域の誘導方針・	・映像装置付き広告物	・デジタルサイネージ
るもの			記載)	記載)	した広告物	基準も記載)	(デジタルサイネー	• 投影広告物
			・窓面利用広告(内側・	•窓面広告物(外側、内	・光・映像装置付き広告	・建築物の窓面等の内	ジ)	・自動販売機
			外側)	側)	・自動販売機 等	側から屋外に向けて	・窓の内側から屋外に	・窓面を利用した広告
			・映像装置付き広告	・映像装置付き広告物		表示する広告物	向けて掲出される広	物
			• 自動販売機	(デジタルサイネー			告物(窓面利用広告	
				ジ等)			物)	※「窓面を利用した広
				・自動販売機			・自動販売機にラッピ	告物」以外は屋外広
							ングされた広告物	告物扱いと定義、「窓
							・建築物と広告物が一	面を利用した広告
							体となってデザイン	物」は屋外広告物に
							されたもの	準ずるものと定義
その他		・区全域のガイドライ	・景観計画にも屋外広	・景観計画にも屋外広		・実質特定の区域(環		
		ンは、景観誘導の視	告物の基準を記載	告物の基準を記載		7・8)のみ誘導		
		点、啓発の視点、公共						
		サインに関する更な						
		る取組み事項の3つ						
		から構成						

【公共施設等の景観誘導】

① 景観形成重点地区·景観重要公共施設一覧



②町田市の公共事業の景観形成(町田市公共事業景観形成指針(町田市景観指南書)より整理)

■対象施設

・以下7つの公共施設の他、景観に影響のある事業を対象とする。なお、市有地内や市補助金で建設される民営施設も対象とする。

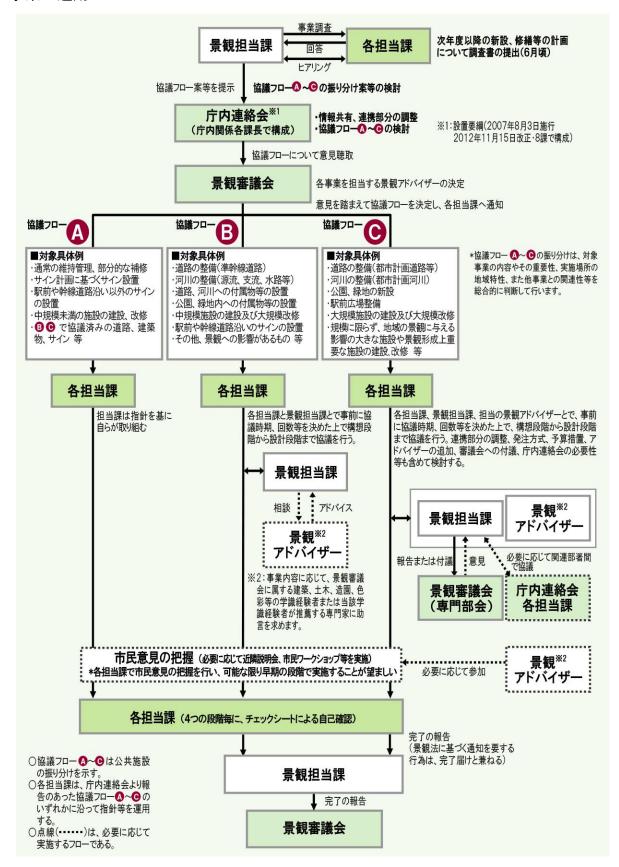
○道路 〇公園 • 緑地 ____ A. 線形、B. 舗装、C. 柵、照明柱等、D. 樹木、花壇、E. 擁壁、 ─ A. 樹木等、B. 園路、C. 柵、照明柱、D. ベンチ、E. 建築物、F. 駐車場 F. 歩道橋、ペデストリアンデッキ、G. 道路占用物 G. 遊具 〇橋梁 〇公共建築物 _____ A. 橋梁本体、B. 高欄、C. 照明柱、D. 橋詰(橋のたもと) ─ A. 配置、B. 形態意匠、色彩、C. 素材、D. 外構、緑化 〇河川·水路 〇公共サイン等 ─_ A. 護岸、B. 管理用通路、C. 柵、照明柱 ─ A. 配置、B. 形態意匠、色彩、C. 素材、D. 掲載内容 〇駐車場·駐輪場 L A. 配置、B. 形態意匠、色彩

■指針の利用時期

・公共施設の整備では、構想から維持管理までの各段階において複数の担当者が関わり、その都度、景観に関する配慮を行うことが重要であるため、指針の利用時期は、右記のとおり公共施設整備に関わる全ての段階とする。



■市の事業の運用フロー





協議フロー(A~C)の振り分けに関する基準の目安

「(3)市の事業の運用フロー」に示した協議フロー(A~C)の対象具体例の中で、特にB及びCで示した「中規模施設」や「大規模施設」に対する基準(規模)の目安を以下に示します。

※下記数値は「目安」です。事業の振り分けは、対象事業の内容やその重要性、実施場所の地域特性、また 他事業との関連性等を総合的に判断して行います。

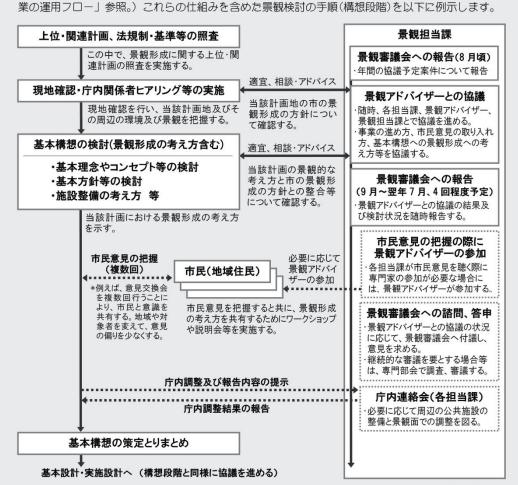
協議フローBの対象具体例の考え方	協議フローCの対象具体例の考え方
「中規模施設」とは、以下のいずれかに該当するもの	「大規模施設」とは、以下のいずれかに該当するもの
・延床面積 1,000 ㎡以上の建築物	・延床面積 3,000 ㎡以上の建築物
・高さ 10m以上の建築物あるいは工作物	・高さ 12m以上の建築物あるいは工作物
・橋長 20m以上の橋梁	・橋長 30m以上の橋梁



協議フロー "C"の進め方(構想段階の例示)

協議フロー "C"に該当する公共施設整備は、各担当課が景観担当課と随時協議を行うとともに、 景観アドバイザーとの協議も進めます。景観アドバイザーとの協議の進捗状況及び結果は、景観担当 課から景観審議会へ随時報告するとともに、必要に応じて景観審議会へ付議し、意見を求めます。付 議事項のうち、継続的な調査、審議が必要なものなどは、必要に応じて専門部会による審議を行いま す。景観審議会や専門部会への付議、アドバイザーとの協議の際は、各担当課が説明を行います。

さらに、必要に応じて庁内連絡会等での協議を行い、関連事業との調整を図ります。(「(3)市の事業の運用フロー」参照。) これらの仕組みを含めた景観検討の手順(構想段階)を以下に例示します。



34

【夜間景観の形成】

① 夜間景観の種類等

夜間景観の種類				
対象	民		公	
建築物	・住宅 ・商業施設 (個店、それ以外) ・上記以外	本門寺五十塔	・観光施設 ・上記以外の夜間利用が 見込まれる施設 ・上記以外	勝海舟記念館
照明施設	• 商店街街路灯	商店街街路灯	・公共施設における照明 (道路等)	道路照明
橋・高架 (民・公)	• 鉄道施設	鉄道橋(※1)	・道路橋 新馬込橋	松原橋 (国道1号沿い)
一定期間実施 されるイルミ ネーション (民・公)	住宅地業務地商業地住宅	業務施設エントランス	・公共施設、公共空間 JR 蒲田駅東口	駅前広場(商店街が実施)
ライトアップ 関連イベント (民・公)	・1日のみの開催	イト in 池上本門寺(※2)	・1日のみの開催	春宵の響(洗足池公園)
	・一定期間の開催	は は ない は は は ない は ない は ない は ない は ない は な	一定期間の開催	

民間施設でのイベント(※3)

(参考:夜間景観を望むスポットの整備)

特定の夜間形成を望む場所の整備



空港展望デッキ (※5)



池上会館 (屋上)

(参考:夜間景観の見え方に配慮した景観形成)

・見え方を踏まえた景観形成





水辺(特に空港臨海部)(夜景クルーズ(川崎市連携事業) (※6)

【写真出典】

池上梅園ライトアップ (梅開花時期限定)

 $(\times 4)$

大森ふるさとの浜辺公園 ライトアップイベント

(令和元年 11 月)

- (※1) 電車の旅-東武沿線おでかけ情報ホームページ
- (※2) 大田区タイムズホームページ
- (※3) 中目黒GTホームページ
- (※4) 大田区ツイッター (平成31年2月25日)
- (※5) TOKYO NIGHT Story (東京都制作)
- (※6) 大田区観光振興プラン 2019-2023

②東京都の夜間景観に関する取組

上位計画等		内容						
東京都	• 東京都景観計	トー・「夜間における景観の形成に関する方針」(方針1ダイナミックな都市構造を光で表現、方針2地域の個性を生かした夜間景観の形成、方針3光の質の向上)の追加						
	画の変更	- →東京の魅力を高めていく視点						
	(H30.8 都市	・大規模建築物等(都市開発諸制度などを活用する建築計画等が対象)景観形成指針に「夜間照明」に関する事項(景観形成基準:以下「手引欄」の内容参照)の追加						
	整備局)							
	・良好な夜間景	• 甫京都暑組計画	この に定める暑観形成方針		変間の景観形成に関して解説したもの			
					O考え方もあるが対象規模(高さ 60m以上 又は延べ面積 30,000 ㎡以上)が大きいため割愛)】			
	, , .	東京都景観計画			手引における考え方			
	の建築計画の	対象区域 臨海	景観形成基準(大田区とり	まぼ同じ内容) ⁻ るライトアップを行うな	①臨海部らしさを生かした光			
	手 引 (R1.9 都市整備局)	景観基本軸	ど、周辺状況に応じたる		・地区の特性を表す光により、にぎわい、活気、楽しさなどの魅力を与えます。 ②水辺らしい景観資源のライトアップ			
		国分寺崖線	・	あるものにするため、宅地	・地域のシンボルとなる建築物や橋りょう、港湾施設などを、個々の施設の構造や意匠の特徴を生かした照明により演出します。 ①閑静な住宅地にふさわしい落ち着いた灯り			
		景観基本軸		がみでは、過度な照明を使	・住宅の照明は暖かみのある光とし、グレアのないように注意します。 ・街路灯や住宅の門灯の照明に共通点を持たせると、一体感のある夜景となります。 ②地域の自然環境に配慮した照明			
					・ 崖線や丘陵地など周辺の自然環境に影響の小さい照明となるよう配慮します。 ・ そのため、遮光板の設置等により、必要な箇所だけを照らし、上方や周辺に光が拡散しないようにします。			
		大規模建築物 等の建築等	スペースの光を、点から	歩行者通路などパブリック っ線、線から面につなげ、周 設も含めて連続性や一体感 する。	①点の演出 ・道行く人が楽しめる夜景をつくるため、公開空地等の樹木やアート、建築物の特徴的なファサードなどの景観資源を光で演出します。 ②線の演出、面的な広がり ・景観資源等の演出による点の光を、道路、河川・運河等を軸として線の光でつなげ、面として広がりのあるエリアにおいて一体感や地域の個性を創出し			
		-	・昭明の目的と周辺環境	こ広じて 適切か昭度(水	でいきます。 ※光の質の向上のための7原則を実現			
				色温度、演色性の照明を使				
			景観資源がある場合は、 る照明を行う。また、	やシンボル的な樹木などの 、それらを効果的に演出す 周辺にライトアップされた	①景観資源の特徴を美しく浮かび上がらせる光 ・東京の歴史や文化を伝える歴史的建造物、水辺、シンボル的な樹木、アートなど、地域の景観資源について、その造形や素材、意匠などの特徴が浮かび 上がる照明とします。			
			景観資源がある場合は	目互関係に配慮する。	・凹凸が際立つように光を当てることで、昼間とは違う魅力を演出することができます。 ・照明の色温度は、ライトアップする素材ごとに適切な光となるよう調整します。 ②景観資源を引き立てる、周辺の光			
					・主役である景観資源を引き立たせるため、ライトアップされた景観資源の周辺や背景では明るさを抑制するなど、照明の効果を高める工夫をします。 ・エリア全体で、景観資源へ導く動線の整備や、景観資源と調和した色合いや照明方法を検討します。			
			に富んだ美しい空間を		・間接照明を用いることにより、柔らかな光の表情を演出することができ、また領域感や境界を強調することも可能です。			
			避ける。ただし、地域の	や過度な動きによる演出を のガイドライン等で定めが な、この限りでない。演出				
)調和に配慮するとともに、 する効果的な照明とする。	・また、一時的なイベントなどでライトアップを行う場合は、周辺との調和を考慮し過剰な照明とならないよう配慮します。			
			上の環境性能を持つ器	5ため、LED 照明又は同等以 具を使用する。また、オフ らの過度な漏れ光を抑制す	・LED などの一定の環境性能を有する照明器具を使用するほか、センサーによる調光制御などにより、照明によるエネルギーの削減を図ります。 ・オフィスビルの窓面から漏れる光は、グレアの原因やエネルギーの浪費にもつながるため、室内の窓際に照明器具を設置する際には、外部に無駄な光が漏れないよう、適切な器具の選択や設置位置を工夫します。また、建築物の外壁等に投光照明を使用する際は、上空に無駄な光を漏らさないよう留意します。			
		※「大規模建築物	7等の建築等」では屋外	広告物の照明について	・ も触れている。			
		景観形成基準 (大田区とほぼ)		考え方				
		・不快なまぶしる辺環境に応じる。	を生じさせないよう、周 て適切な輝度を設定す	・外照式の広告物の場合は	性を踏まえて、輝度等を計画することが必要です。 、直接、光源が見えないよう、照射角度や照明の配置、光源の遮蔽等に留意します。			
		面からの高さた 地盤やデッキ	階を超える部分又は地盤が 10m以上の部分(人工などがある場合は、周囲固別判断する。)の壁面に	②高層部に設置される広告	「式を選定する際は、上方光束(水平より上方へ向かう光束)による光の漏えいや照明効率の低下を防止するなど、周辺環境にも配慮することが必要です。 「物の照明 「別における屋外広告物は遠くからも認識され、景観に対する影響が広範囲に及ぶことから、表示の位置、規模、照明等について、十分配慮する必要がありま			
		設置する広告を合は、白色系と	物は、光源を使用する場合する。ただし、光源が点に限る。壁面を使って投	③デジタルサイネージ(電	注面からの高さが 10m 以上に設置する広告物の照明については、周辺からの突出を抑えるため過度な主張は避け、白色系の落ち着いた表示とします。 注子看板)等について 引辺への影響に十分配慮した設置位置、大きさを検討します。			
		射する広告物は	は使用しない。	・昼間と夜間では、適切な	輝度が異なります。必要以上に明るくしないよう、夜間は昼間よりも輝度を押さえます。 内容の動きを伴う広告は、不快感を与える要因にもなることから、速度等に対する配慮が必要です。			

上位計画等

内容

東京都

・公共施設等の ライトアップ 基本方針 (H30.3 政策 企画局) 目的

東京の魅力を高めていくため、東京の夜間景観の大きな要素を占める公共施設からライトアップ (建造物等に照明を当てたり、照明自体を取り付けたりすることで、光で夜間景観を演出すること)を先行して実施し、民間施設へ波及させていく。

• 対象施設

・都有施設(公共建築物:文化施設、歴史的建築物等、インフラ:道路、橋梁、河川等) ※国・区市の公共施設や公共性の高い鉄道駅等の民間施設に協力依頼 ※ライトアップの対象施設は、施設や地域の特性を踏まえて検討

目標

短期的目標: 2020 年まで

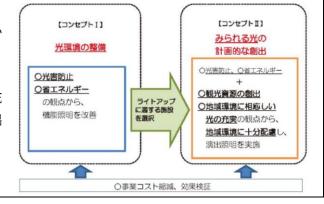
東京 2020 大会までに、東京を代表するエリアの夜間景観向上を目指す

中長期的目標:2020年から2040年まで 夜間景観の向上に取り組むエリアの充実 を図るとともに、順次拡大して、東京の個 性ある夜景を楽しめるエリアを増やす

・コンセプト

コンセプトI 光環境の整備

- ・都市活動に必要不可欠な機能照明について、環境に配慮し、改善を図る。
- コンセプトⅡ みられる光の計画的な創出
- ・観光資源の創出や地域に相応しい光の充 実につながる施設を選定し、光による演出 を行う。



・重点エリアの設定

・以下の考え方に基づき 3地区の重点エリアが 設定され、そのうちの ひとつの「隅田川・臨海 部エリア」の大井地域 において、京浜運河沿 いが位置づけられてい る。

【重点エリア設定の考え方】

- ・国内外からの来都者に向けて東京の顔として発信力が高いエリア
- ・東京を象徴する歴史・文 化や水辺・緑が感じられ るエリア
- ・東京 2020 大会に向け て、国内外からの注目度 が高まるエリア



【重点エリア「隅田川・臨海部エリア」の大井地域について】

≪本地域の特色≫

- ・ 運河の護岸整備や遊歩道の整備等により、船やモノレールからの眺望にも配慮 したにぎわいと魅力ある運河空間を形成
- ・公園や野球場、競馬場などの施設が集積している総合的なスポーツ・レクリエーションの場



≪今後のライトアップの展開≫

- 運河等のライトアップの基本的な考え方を今後整理
- 運河に架かる橋梁のライトアップ整備の促進
- 大井競馬場のライトアップ整備の推進

≪主なライトアップ施設≫

地域内の主な公共施設等のライトアップの状況は以下の通り

表 4 大井地域の主なライトアップ施設

No.	施設名	ライトアップの状況	施設管理者 又は施設管理予定者
D-1	大井競馬場	H32年度までに実施予定の施設	民間
D-2	京浜運河に架かる橋梁(対象施設を制整中)	"	品川区
D-3	京浜運河沿いの整備	今後検討が想定される施設	大田区·民間

注)ライトアップの状況の「実施済みの施設」は平成28年度末までに実施された施設を対象としている(イベント除く)。



上位計画等 東京都 ・運河エリアライトアップ・マスタープラン (H30.3 港湾局)

内容

- ・目的
 - ・「公共施設等のライトアップ基本方針」を踏まえ、運河エリアにおいて、区や民間事業者等と 連携してライトアップに取り組むための方針として、取りまとめられた。運河の水辺空間の 資源を活用した良好な夜間景観を創出することで、観光資源としての水辺空間の魅力向上や 舟旅の活性化に繋げていく。
- ・大田区における対象エリア
 - ・大森ふるさとの浜辺公園周辺など、大田区のエリアの一部が対 象エリア(大井・大森地区)となっている。



大井・大森地区の特徴と課題

主な特徴(周辺状況及び夜間景観)	夜間景観の主な課題
・運河沿いに倉庫群や公園が連続している	・全体的に暗く、夜間景観の魅力に乏しい
・夜間景観の主な要素としては、暗い倉庫群	
等のなかで、モノレールの灯り等に限られ	
ている	

(参考:対象エリア(6地区全体)の課題)

- ・周辺の背景や既存のライトアップ施設に対して、暗さの際立つ場所(ブラックスポット) が存在している
- ・遊歩道照明やふ頭照明等の既存のライトアップ施設の統一感がないなど、調和の取れてい ない場所が存在している
- 対応方針

対応方針1:区や民間事業者等と連携し、夜景のブラックスポットを解消

・上屋、水門、橋梁等のインフラ施設等のライトアップ

対応方針2:周辺の光環境と調和を図り、質の高い夜景を創出

・周辺ビル群や遊歩道照明等、夜景の背景となる光環境との、明るさや 色みのバランスに配慮したライトアップ 舟旅や 水辺の散策を 通じて楽しめる 魅力的な 夜間景観を創出

重点地区の設定

- ・大井・大森地区は、重点地区には位置づけられていない。
- ・重点地区以外は、「区、民間事業者による周辺開発等のまちづくりの進展状況を踏まえながら、これらの地区のライトアップの具体的な推進方策について別途検討」となっている。

【対象エリア】



【大井・大森地区の運河エリアライトアップ将来イメージ】

